

(様式 2)

団体の概要

(令和 8 年 2 月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(しゃかいふくしほうじん せいこうかい) 社会福祉法人 清光会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒240-0051 横浜市保土ヶ谷区上菅田町 1723-1			
設立年月	昭和 56 年 3 月			
沿革	昭和 56 年 3 月 31 日 社会福祉法人 清光会設立認可 昭和 56 年 9 月 1 日 特別養護老人ホームさわやか苑開苑 昭和 57 年 4 月 1 日 ショートステイ開始 平成 7 年 4 月 1 日 さわやか苑デイサービス事業開始 平成 10 年 10 月 20 日 さわやか苑ホームヘルプ事業開始 平成 11 年 4 月 1 日 横浜市今井地域ケアプラザ運営開始 平成 12 年 4 月 1 日 さわやか苑居宅介護支援事業所 事業開始 平成 16 年 8 月 1 日 特別養護老人ホーム新横浜さわやか苑開苑 平成 18 年 11 月 1 日 横浜市仏向地域ケアプラザ運営開始 平成 19 年 11 月 1 日 横浜市鴨居地域ケアプラザ運営開始 平成 23 年 3 月 1 日 横浜市今宿西地域ケアプラザ運営開始 令和 7 年 5 月 1 日 特別養護老人ホームリーエンデ白山開苑			
事業内容等	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人居宅介護事業の経営 (二) 障害者福祉サービスの事業の経営 (ホ) 老人介護支援センターの経営			
財政状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	総 収 入	2, 547, 606, 848	2, 656, 278, 621	4, 027, 260, 716
	総 支 出	2, 729, 693, 778	2, 748, 847, 782	4, 594, 471, 479
	当期収支差額	▲182, 086, 930	▲92, 569, 161	▲567, 210, 763
	次期繰越収支差額	2, 547, 606, 848	4, 732, 159, 686	4, 742, 058, 466
連絡担当者	(ふりがな) 氏名			
	部署・職名			
	電話番号			
	E-mail			

特記事項	
------	--

事業計画書

【注意事項】

- ・ 1部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。
- ・ 各項目の枠は自由に拡大・縮小して構いません。図表や写真の挿入、カラーでの作成等、視覚的にもわかりやすいよう工夫してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

① 包括的相談支援体制の整備と内部連携の強化

地域ケアプラザは、高齢者のみならず、児童、障害のある方、生活困窮等、あらゆる地域住民からの相談に包括的に対応する拠点であると認識しています。そのため、地域包括支援センター運営事業、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業の3部署5職種が、日頃から専門性を活かしながら横断的に連携し、組織一体となって対応する体制づくりを進めます。

各部署が連携して関わることで、多様化・複合化する相談に対して、よりの確かつ柔軟な支援を可能とします。

② アウトリーチの強化による地域ケアプラザ機能の周知

地域ケアプラザの機能や役割をより多くの地域住民に知っていただくため、「アウトリーチ」の視点を重視した取組を推進します。これまで実施してきた出張相談会や出前講座を継続するとともに、今後は内容の充実を図り、地域ケアプラザの役割や相談機能を理解していただく機会を拡充します。

これにより、相談につながりやすい地域環境づくりを進めていきます。

③ 支援困難ケースへの対応と地域課題の可視化

総合相談票の分析から、認知症状の進行による在宅生活困難ケース、医療機関未受診者、8050 問題等、支援困難ケースを中心とした相談件数の増加が見られます。

新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、地域活動が活発化する中で、今後も相談内容の多様化・複雑化が見込まれるため、的確な対応体制の構築が必要であると考えます。

④ 地域ケア会議を活用した課題解決の仕組みづくり

個別支援による解決にとどまらず、地域ケア会議等を効果的に活用し、専門職や地域の福祉・保健関係者による課題共有の場を設けます。

あわせて、地域住民への普及啓発活動を行いながら、課題解決に向けた仕組みを関係機関と協働して構築していきます。

⑤ 障害・認知症理解の促進と地域共生社会の実現

障害のある方や認知症のある方が地域で安心して過ごせるよう、地域住民の理解促進に向けた取組を強化します。

地域行事や防災訓練等において、障害や認知症の視点を取り入れるよう地域に働きかけ、高齢になっても、障害があっても、誰もが地域共生社会の一員として地域活動に参加できる環境づくりを進めます。

⑥ 自主事業の継続と地域ニーズに即した事業展開

鴨居地域ケアプラザでは、約 18 年にわたり、多くの関係機関と連携しながら幅広い世代を対象とした自主事業を実施してきました。

高齢者向け介護予防事業や健康づくり事業をはじめ、「100 人コーラス」「お花見ランチ」「出張あおぞら 鴨居ほっと・る〜む」「ダンディクラブ」など、地域のニーズに応じた取組を今後も継続していきます。

⑦ 地域協働による持続可能な福祉・保健活動の推進

ボランティアや地域住民が主体的に活躍できる場を大切にしながら、地域ニーズに即した事業を企画・運営します。

「この地域に住んで安心」「これからも住み続けたい」と感じていただける地域づくりを目指し、地域住民、地域団体、専門職、関係機関と協働し、地域における福祉保健活動の最前線としての役割を果たしていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

① 担当エリアの概要と地域特性

鴨居地域ケアプラザの担当エリアは、鴨居・竹山・白山の 3 地区で構成されています。それぞれの地区は、住民層や生活環境、地域資源に違いがあり、地域の魅力や課題も多様です。当ケアプラザでは、各地区の特性を踏まえた支援を行うことを重視しています。

② 鴨居地区の特性と地域資源（65 歳以上人口 3,990 人／高齢化率 25.28％）

鴨居地区は横浜市内でも平均的な高齢化率で、全 8 自治会から成り、3 地区の中で最も人口が多く、範囲の広い地区です。

JR 横浜線鴨居駅周辺は利便性が高く商店も多い一方、駅から離れた 6・7 丁目では交通面に課題を感じる住民も見られます。

歴史が長く、伝統芸能の継承や地域行事が大切にされている温かみのある地区であり、どんど焼

き、節分祭、鴨居大運動会、ふれあい餅つきフェスタ、鴨居原市民の森でのそうめん流しなど、世代間交流につながる行事が数多く行われています。

また、防災訓練や黄色いリボンによる安否確認、ささえ合いカードの活用など防災への取組も活発です。平成31年4月には、鴨居連合自治会が中心となり「鴨居チョイボラ」が本格始動し、ちょっとした困りごとへの支援を通じて、高齢者を地域で支える体制づくりが進められています。

③ 竹山地区の特性と地域資源（65歳以上人口2,920人／高齢化率46.72%）

竹山地区は緑区内で最も高齢化率が高く、少子高齢化が顕著な地区です。団地を中心とした地域で、階段単位のつながりが強く、近隣同士の助け合いが根付いています。

地区社会福祉協議会を中心に、ボランティアセンターの運営や、ふれあいサロン「竹多久」の開設など、高齢者の居場所づくりや支援活動が長年行われてきました。近年では、認知症の方を対象とした「カフェぶらり」の運営など、新たな取組も進められています。

また、各丁目での祭りや餅つき、防災訓練、美化活動にも積極的で、春の桜や秋のいちょうなど、四季折々の景観も地域の魅力となっています。

④ 白山地区の特性と地域資源（65歳以上人口2,746人／高齢化率24.61%）

白山地区は、マンションなどの集合住宅、戸建住宅、商業施設が混在する地区です。計画的に整備された戸建住宅エリアには若い世代も多く、丁目ごとに高齢化率に大きな差があります。

「自助・共助・近助による安全・安心なコミュニティづくり」を目標に、防犯・防災・福祉・子どもの健全育成・環境の5分野で意見交換を重ねています。防災拠点訓練や合同防犯パトロールなど、防災・防犯への取組も活発です。

子育て世代向けには「コガモひろば」「白山HAPPY MAMA'S」などの活動が生まれる一方、高齢者向けには配食サービス「わかば会」や食事会「いちえ会」などの福祉活動も行われています。

また、白山ボランティアの会「猫の手」による困りごと支援や清掃活動など、住民主体の支え合い活動も充実しています。

⑤ 地域支援における連携の基本的な考え方

各地区が抱える多様な課題に対応するためには、公的な制度やサービスだけでなく、地域住民による支え合い活動や、地域団体が担うインフォーマルサービスが十分に機能することが不可欠であると考えています。

地域に最も身近な相談窓口である地域ケアプラザは、地域の状況を丁寧に把握し、関係者間で共有・発信する役割を担いながら、住民主体の活動を後方支援していきます。

⑥ 5職種による地域密着型の情報収集と関係構築

看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの5職種が、それぞれの専門性を活かし、各地区の計画推進委員会、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会の定例会等に継続的に参加します。

また、地域行事や祭り、餅つき、通いの場（老人会・サロン等）にも積極的に関わり、信頼関係

の構築と地域ニーズの把握を行い、地域特性に応じた支援につなげていきます。

⑦ 地区内外の関係機関・団体との連携強化

住民主体の活動に加え、地区内の民間企業、商店、医療・介護関係機関等に対しても、出張講座やチラシ配布等を通じて、地域ケアプラザの機能や役割の周知を行います。

これにより、相談しやすく、連携しやすい「顔の見える関係づくり」を、地域全体へと広がっていきます。

⑧ 認知症支援を軸とした見守りネットワークの推進

地域包括支援センターと認知症キャラバイン倶楽部が連携し、「認知症サポーター養成講座」を定期的に実施します。

地域住民の認知症への理解を深めるとともに、日常的な見守りや気づきが相談につながる体制を整備し、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを進めます。

⑨ 地域ケア会議等を活用した課題解決と連携の深化

高齢化の進行や地域環境の変化により、既存の制度やサービスのみでは対応が困難なケースが生じた場合には、地域ケア会議や協議体を活用し、課題の整理と共有を行います。

その際、地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO、民間企業等、ケースに応じた多様な主体に協力を依頼し、課題解決に向けた話し合いの場を設けます。

⑩ 新たな地域資源の創出と持続可能な地域づくり

地域ケア会議等を通じて明らかになった地域課題に対しては、新たな資源開発も視野に入れながら、生活支援・介護予防・社会参加の充実につながる取組を推進します。

多様な主体が連携・協力できる体制を整備し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを進めていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

① 地域資源との連携によるケアプラザ機能の発揮

地域ケアプラザの機能を十分に発揮するためには、地域にある団体、企業、地域活動グループとつながり、協働していくことが重要であると考えています。

そのため、地域団体の会合等に定期的に参加し、顔の見える関係づくりを通じて信頼関係を構築しながら、地域の実情把握や情報収集に努めます。

② 地域課題への多機関連携による対応

社会的孤立、生活困窮、虐待、いわゆる「ゴミ屋敷」など、複雑化・深刻化する地域課題に対しては、関係団体と連携しながら対応していきます。

具体的には、郵便局、金融機関、JR・バス事業者、学校関係者等を招いた地域ケア会議や協議体を開催し、世代や分野を超えた視点による課題解決を図り、地域全体で支える体制づくりを進めます。

③ 地区内関係団体との協働による事業展開

地域の各種事業の開催にあたっては、5職種の連携を基盤とし、行政、区社会福祉協議会、鴨居・竹山・白山地区連合自治会、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の関係団体と連携して実施していきます。

地域の実情に即した事業運営を行うことで、住民主体の取組を後方支援し、地域力の向上につなげていきます。

④ 区域・分野を超えた連絡会等への参画と意見発信

地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」、認知症支援を目的とした「認知症取組会議」、障害のある方のネットワーク構築を図る「自立支援協議会」、多職種が参画する「多職種連携会議」など、エリアを超えた各種連絡会が主催する事業に積極的に参画します。

地域ケアプラザとしての意見や現場の実情を十分に伝え、関係機関との連携を深めることで、より効果的な事業実施につなげていきます。

⑤ 他地域ケアプラザとの連携による広域的取組

(1) 高齢者の買い物支援に関する連携

高齢者の買い物支援を目的に、菅田地域ケアプラザ、東本郷地域ケアプラザと連携し、宅配情報を掲載した「お買い物マップ」を共同で作成し、3年ごとに更新しています。

また、令和8年度には、区社会福祉協議会および関係ケアプラザと連携し、買い物支援送迎サービスの新規導入を進めています。

(2) 次世代育成と地域参加促進の取組

菅田地域ケアプラザ、城郷小机地域ケアプラザ、東本郷地域ケアプラザと連携し、「つながりプロジェクト」を実施しています。

各担当地区の中学校を対象に、ボランティア体験や地域活動への参加機会を提供し、次世代の地域参加と地域への愛着形成を支援していきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

① 法人理念と基本方針

社会福祉法人清光会は、昭和56年（1981年）の開設以来、約40年にわたり「豊かな心でさわやかな生活を」を法人理念として事業運営を行ってきました。

職員一人ひとりが「自分の親だったらどのように介護するか」を常に念頭に置き、笑顔の絶えない福祉サービスの提供に取り組んでいます。

「豊かな心で」とは、「楽しい」「うれしい」「感動」「喜び」「共感」「愛」など、前向きな思いで満たされた心を意味し、「さわやかな生活を」とは、さわやかな風を感じるような「安心」で「心あたたまる」「快適な生活」を提供することを目指すものです。

この理念を実現するため、

1. 理念に基づいて行動すること
 2. 清光会ブランドを確立すること
- を基本方針として掲げています。

具体的には、「医療」「接遇」「生活環境」を整えることで、地域・利用者・ご家族に選ばれる施設（法人）となることを目標に、職員一丸となって事業運営を行っています。

その結果、平成 28 年には「かながわベスト介護セレクト 20」の優良事業所に選定されるなど、一定の評価を得ています。

② 高齢者福祉施設の運営と地域貢献

法人設立と同時に開設した特別養護老人ホームさわやか苑は、約 40 年にわたり、横浜市内の特別養護老人ホームの先駆けとして、在宅生活が困難となった多くの高齢者を受け入れてきました。また、社会貢献および国際交流にも積極的に取り組み、法人が所有する住宅を地域高齢者サロンとして開放・運営するなど、地域に根ざした取組を行っています。

③ 国際交流と介護人材確保への取組

当法人では、国家間の経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）に基づき、国際的な人材交流および将来的な介護人材不足への対応を目的として、平成 20 年および平成 25 年の二度にわたり、インドネシアから介護業務に従事する人材を受け入れてきました。現在も当法人で就労している職員がいます。

これらの取組は、海外人材受け入れの成功事例として各種メディアにも取り上げられ、県内外で広く知られています。

言語や宗教、食文化など生活習慣の違いに配慮する必要があり、決して容易な取組ではありませんが、社会貢献・国際交流・介護人材の裾野拡大を法人の責務と捉え、継続的に取り組んでいます。

2019 年 3 月からはベトナムからの人材受け入れも開始しており、今後も積極的に推進していきます。

④ 事業展開と地域包括支援への取組

当法人は、特別養護老人ホームさわやか苑（入所、短期入所、通所介護、訪問介護、居宅介護支援）を基盤に、以下のとおり横浜市内各地域で事業を展開してきました。

- ・ 1999 年 保土ケ谷区・今井地域ケアプラザ指定管理受託
- ・ 2006 年 港北区・特別養護老人ホーム新横浜さわやか苑開設
保土ケ谷区・仏向地域ケアプラザ指定管理受託

- ・2007年 緑区・鴨居地域ケアプラザ指定管理受託
- ・2011年 旭区・今宿西地域ケアプラザ指定管理受託
- ・2025年 緑区・特別養護老人ホーム リーエンデ白山 開設

地域の実情に応じた福祉サービスを提供し、地域包括ケアシステムの推進に寄与しています。

⑤ 医療との連携と今後の展望

当法人は、二次救急拠点病院である上白根病院を運営する医療法人社団恵生会と兄弟法人の関係にあり、同区内の竹山病院、介護老人保健施設リハセンターさわやかとともに、医療と福祉の連携体制構築に取り組んでいます。

日本は超高齢社会を迎え、地域包括ケアシステムの実現に向けて、医療と介護のさらなる連携が求められています。

今後も当法人のこれまでの実績と強みを生かし、地域に根ざした事業運営を通じて、地域包括ケアシステムの実現に貢献していきます。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

① 予算管理体制と経営会議による実行管理

施設修繕費用を計画的に確保し、安定した事業運営を継続していくため、施設別・部門別に年間予算および月次予算を策定し、適切な予算管理を行っていきます。

理事長、事務長、各施設の施設長・所長に加え、外部顧問である経営コンサルタント（税理士）も参画する月次経営会議を開催し、予算の進捗状況を共有しながら、実効性の高い実行管理を行っていきます。

② 税務遵守および法令遵守体制

法人税・消費税等については、今後も関係法令に基づき適正な申告・納付を継続し、税務遵守を徹底していきます。

あわせて、各種関係法令を遵守し、健全で透明性の高い法人運営を継続していきます。

③ 財務基盤の安定性と健全性の確保

決算書類に示される財務状況を踏まえ、今後も経営指標の維持・向上に努め、安定した財務基盤を確保していきます。

将来的に想定される施設の大規模修繕等に備え、利益の繰越分を計画的に確保し、長期的視点に立った施設維持管理を可能とする財務体制を維持していきます。

また、専門機関による財務分析結果も踏まえ、客観的視点からも健全性を確認しながら、安定した経営を継続していきます。

④ 中長期的視点に立った経営体制の構築

安定した法人経営を将来にわたり継続していくため、理事長による年度方針説明会を通じて法人の方向性を共有し、職員の意識統一を図っていきます。

あわせて、長期経営計画（10 か年計画）に基づき、理事会において実質的な討議を重ねながら、中長期的な視点での経営判断と意思決定を行っていきます。

⑤ 運営政策委員会と組織的改善の取組

法人運営の標準化および最適化を目的として、法人幹部による運営政策委員会を定期的を開催し、組織横断的な課題整理と改善を進めていきます。

委員会のもとには、業務改善、職員教育、ICT 活用等の分野別ワーキンググループを設置し、少人数体制で実効性のある改善活動を継続的行っていきます。

⑥ 内部監査による統制とリスク管理

自主的な内部監査を定期的実施し、金銭管理や労務管理等について、コンプライアンスの視点から帳票類を中心とした実地確認を行っていきます。

これにより内部牽制機能を確保し、法人運営の透明性および信頼性の向上を図っていきます。

⑦ 安定した事業運営に向けた総合的取組

以上の取組を継続的かつ計画的に進めることにより、安定した財務基盤と組織運営体制を維持・強化し、持続可能な事業運営を実現していきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

職員体制の安定確保に向けた取組

指定管理受託期間中において、全職種で一日の不在日数を生じさせることなく、安定した事業運営を行うため、当法人では以下の取組を法人全体で推進していきます。

① 人材確保に関する取組

法人が受託する 4 か所の地域ケアプラザと 3 か所の特別養護老人ホームとの間で、計画的かつ柔軟な人事異動を行うことにより、人材の確保と安定的な配置を図っていきます。

特に、4 か所の地域ケアプラザのうち 2 か所においては、地域包括支援センターに 2 名の追加配置が可能な体制を有しており、欠員や突発的な人員不足が生じた場合にも、法人内での迅速かつ柔軟な人員調整により対応していきます。

② 法人本部機能の強化

令和 7 年開設の特別養護老人ホームの安定稼働を見据え、法人本部機能の強化を継続的に進めていきます。

法人全体の人事を統括・管理する部門を中心に、採用・配置・育成を一体的かつ計画的に行い、現場任せとならない組織的な人材マネジメント体制を維持・強化していきます。

③ 処遇改善への取組

介護職員処遇改善加算の影響による職種間の給与バランスにも配慮しながら、指定管理部門職員を含めた処遇改善を継続的に検討・実施していきます。

これにより、職員の働きがいと満足度の向上を図るとともに、将来的な採用時においても選ばれる職場環境づくりを進めていきます。

④ 休暇制度の充実

職員の心身の負担軽減とワーク・ライフ・バランスの向上を目的として、年度内に取得可能なリフレッシュ休暇（5 日間）を継続的に運用し、働きやすい職場環境の整備を進めていきます。

休暇取得を促進することで、職員の健康保持と長期的な就業継続につなげていきます。

⑤ 職員体制および組織体制の強化

2017 年度より、指定管理部門の職員の中から所長職を補佐する主任職を任命し、2019 年度からは部門長として位置付けました。

これにより、所長不在時の代行体制を確立するとともに、平常時においても所長業務の補佐・支援を行うことで、組織全体の業務遂行力と継続性の向上を図っていきます。

⑥ 職員定着を重視した運営方針

福祉分野における人材確保が一層困難となる中、新規採用に依存するのではなく、現在勤務している職員が安心して長く働き続けられる環境づくりを重視していきます。

これらの取組を総合的に推進することで、地域ケアプラザにおける安定した職員体制の維持・確保を図り、指定管理事業を継続的かつ安定的に運営していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材育成および人事運営体制の整備・推進

地域包括支援センター、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業など、多岐にわたる機能を安定的かつ質高く展開していくためには、職員が必要な知識・技能・姿勢を計画的・継続的に習得できる仕組みが不可欠です。

当法人では、人材育成を法人運営の中核に位置づけ、研修・評価・配置・キャリア形成を一体的

に運用する体制を構築し、継続的な改善を図っています。

① 法人本部による人材育成体制の構築

人材育成については、法人本部に教育担当を配置し、年間を通じて計画的に職員研修を企画・実施する体制を整えています。

接遇力の向上やPDCA（目標管理）の遂行力強化等を目的とした研修を通じ、職員一人ひとりの資質向上を図っています。

また、法人内研修に加え、法人外研修への参加も積極的に促進し、専門性の向上と職員の意欲醸成につなげています。

さらに、研修動画配信サービスを活用し、法定研修に限らず、職員が主体的に学び続けられる環境を整備し、今後も内容の充実を図っていきます。

② 個人目標管理制度（PDCA）による成長支援

常勤職員を対象に、PDCA サイクルに基づく「個人目標管理制度」を運用しています。

年度初めに示される部門目標を踏まえ、各職員が個人目標を設定し、年間を通じて上司の助言・支援を受けながら、計画的に目標達成へ取り組む仕組みとしています。

この制度を通じて、日常業務と人材育成を連動させ、職員の成長を継続的に支援しています。

③ キャリアパスを見据えた人事運営

法人全体での人材活用とキャリア形成を推進するため、全常勤職員を対象に年1回「異動希望調査」を実施しています。

職員一人ひとりの意向を把握したうえで、計画的な人材配置やキャリアアップにつなげ、長期的な人材育成と定着を図っています。

④ 職員満足度調査による職場環境の改善

全職員を対象に「職員満足度調査」を毎年実施し、業務内容、業務量、上司・同僚からの支援体制、就労環境、賃金、ハラスメント防止体制等について幅広く意見を把握しています。

調査結果は法人運営や職場環境改善に反映し、働きやすく、安心して力を発揮できる職場づくりを継続的に進めています。

⑤ 客観性を重視した人事評価制度の整備

評価の公平性と透明性を確保するため、職種ごとの「職能要件書」を整備し、客観的な基準に基づく人事評価制度を運用しています。

これにより、賃金体系や人材配置、育成計画との連動を図り、職員の納得感と意欲向上につなげています。

⑥ 管理職体制による安定した組織運営

ケアプラザには、所長に加え、地域支援部門および通所介護部門の部門長を配置し、管理職体制

による組織運営を行っています。

部門長は各部門の運営管理や職員育成・評価を担うとともに、所長の業務補佐および不在時の代行を行い、安定した運営体制を確保しています。

研修体系の整備と運用による人材育成の推進

⑦ 研修体系の位置づけと設計思想

法人本部には、地域ケアプラザ所長経験を有する教育担当を配置しています。

現場実務を熟知した教育担当が中心となり、入職時から継続的に学べる研修体系を構築し、法人全体で基礎水準の統一と専門性の向上を図っています。

⑧ 3層構造による研修体系の展開

(1) 共通基礎層　〔入職時～初期〕

すべての職員が共通して身につけるべき基礎知識・姿勢を統一的に学ぶ層です。

法定研修の内製化や動画研修を活用し、基礎力の確保を図っています。

(2) 職種別・専門層　〔業務定着期〕

地域包括支援、生活支援体制整備、地域活動交流等の専門性を高める研修を、拠点主体で展開します。

本部は助言・支援を行い、研修の質と実効性を担保します。

(3) 職能・キャリア層　〔中堅～管理職〕

PDCAによる目標管理や評価者研修を通じ、マネジメント力と育成力の向上を図ります。

評価結果を配置・昇格・研修計画に連動させ、組織全体の成長につなげます。

⑨ 本部と拠点の役割分担

本部は研修体系の整備・運用管理を担い、拠点は地域特性や実務に応じた専門研修を展開します。両者が連携することで、現場に即した人材育成を推進します。

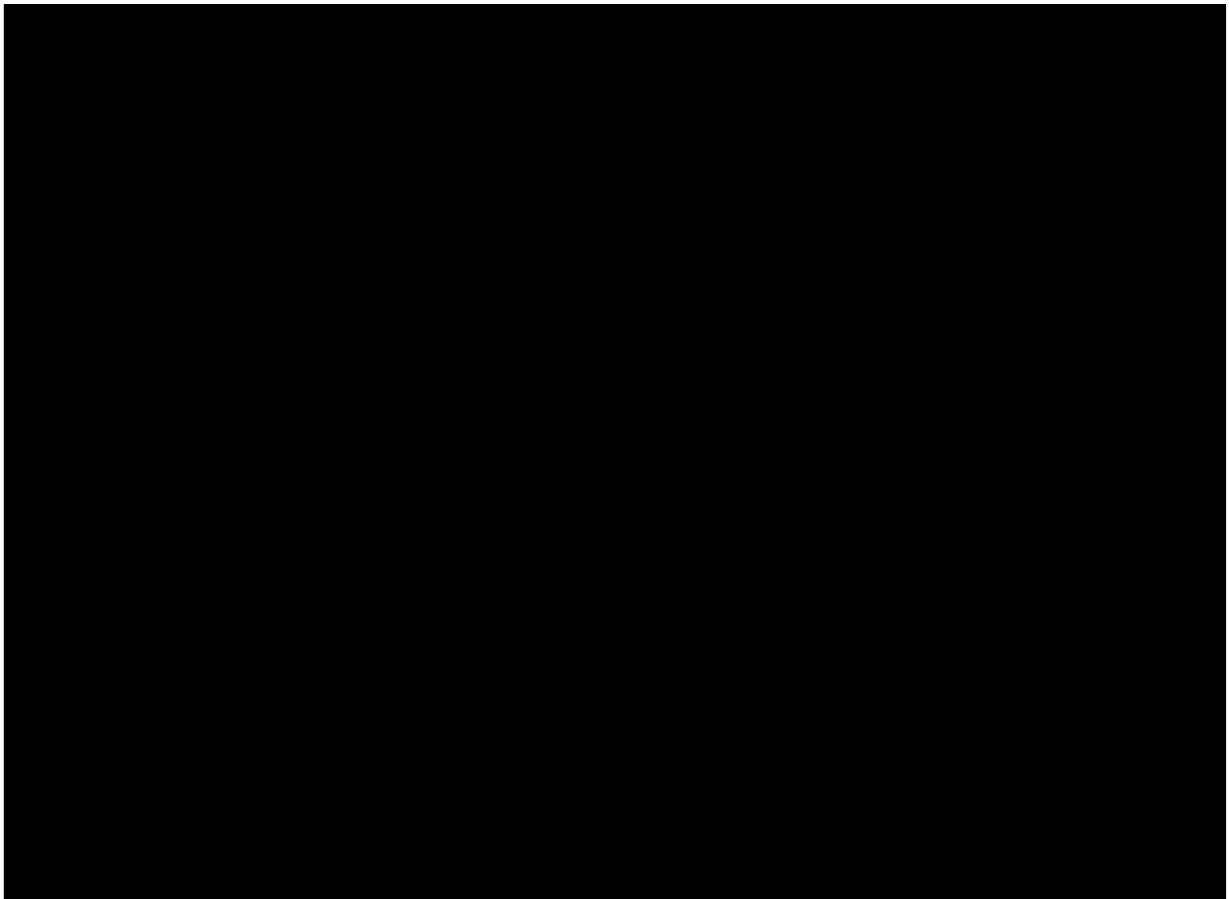
⑩ 研修成果の運営への反映

研修で得た知識・技能を、接遇、権利擁護、個人情報保護、事故・緊急対応、BCP対応など、日常の運営に確実に反映させ、事業の質の向上につなげていきます。

【2025 年度研修計画】



【法人研修計画】



4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

① 安全・安心な施設利用の確保

施設をご利用されるすべての方が安心・安全に利用できるよう、指定管理者として法定保守点検を確実に実施します。また、開館時間中は職員が館内点検を行い、設備や共用部分に異常がないかを随時確認し、事故防止に努めていきます。

② 計画的な施設点検と長寿命化への取組

建物の長寿命化を目的として、施設管理担当者を任命し、「施設点検マニュアル」に基づき、定期的に施設内外の点検を実施していきます。

日常的な点検を通じて劣化や不具合を早期に把握し、計画的かつ効率的な維持管理を行っていきます。

③ 修繕対応と経費削減への配慮

修繕が必要な箇所については、簡易な内容は施設職員が対応し、専門的な修繕が必要な場合には施工業者による相見積を実施していきます。

公の施設として経費削減に配慮しながらも、必要な修繕は速やかに実施し、施設機能の維持に努めていきます。共用部分についても、定期点検を通じた早期発見・早期対応を徹底していきます。

④ 清潔で快適な利用環境の維持

貸館利用者に対しては、利用後の清掃や備品の片付けについて、文書に加えイラストや写真を活用した分かりやすい掲示を行っていきます。

利用者の協力を得ながら、常に清潔で快適な施設環境の維持に取り組んでいきます。

⑤ 専門業者との連携による環境美化

専門業者による定期清掃を継続的に実施し、床のワックスがけ等、職員の日常清掃では対応が難しい箇所については適切に委託していきます。

これにより、施設全体の美観および衛生環境の維持・向上を図っていきます。

⑥ 不具合発生時の迅速かつ適切な対応

施設の不具合を発見した際には、速やかに関係機関へ修繕を依頼し、早期復旧を図っていきます。緊急時には行政担当窓口と連携し、相談・助言を受けながら、状況に応じた適切かつ迅速な対応を行っていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

① 事故防止体制と再発防止の取組

これまでの指定管理受託期間において重大な事件・事故は発生していない実績を踏まえ、今後も安心・安全な施設運営を継続していきます。

法定の施設点検を確実に実施するとともに、毎日開館時間内に職員による館内点検を行い、設備や環境に異常がないかを確認していきます。

万が一、事故やトラブルが発生した場合には、軽微な事故やヒヤリハット事例も含めてすべてを報告対象とし、職員間で速やかに情報共有を行います。併せて、関係者を招集し、原因分析および再発防止策の検討・実行を行う体制を維持・強化していきます。

② 防犯対策の強化

正面玄関以外の出入り口については常時施錠を徹底し、開館時間中は職員による館内巡回点検を継続して実施することで、防犯体制の強化を図っていきます。

また、閉館後から翌朝の解錠までの職員不在時間帯については、引き続き専門の警備会社に警備を委託し、異常発生時に迅速な対応が可能な体制を確保していきます。

③ 防災対策および福祉避難所としての機能強化

施設・設備の安全確保と福祉避難所としての役割を果たすため、年2回以上の防災訓練を計画的に実施していきます。

白山消防出張所等の協力を得ながら、職員および施設利用者を対象に、避難誘導訓練、消火器使用訓練、AED の使用方法を含む救命救急講習など、さまざまな災害を想定した訓練を行っていきます。

あわせて、福祉避難所の開設手順を明文化したマニュアルを整備・更新し、いつでも職員が対応できる体制を構築していきます。所長および指定管理部門の5職種を中心に、地域の防災訓練にも積極的に参加し、有事への対応力向上に努めていきます。

さらに、「鴨居地域ケアプラザ防災マニュアル」に基づき、緊急時の対応方法や職員連絡体制を明確化し、全職員への周知を徹底していきます。

④ 地域と連携した防災意識の向上

地域住民の防災意識向上を目的として、地域活動・交流コーディネーターを中心に、貸館利用団体等へ防災への協力を呼びかけていきます。

地域行事や日常の交流の場を通じて、防災意識の啓発を行い、地域全体での防災力強化に継続的に取り組んでいきます。

⑤ 法人全体としての安全対策の推進

法人全体の取組として実施している「車両事故対策強化プロジェクト」を継続し、運転者の適性

チェック、安全運転研修の実施、クラウド型ドライブレコーダーの活用を進めていきます。
また、車両更新時には、バックモニター、接触防止アラーム、展開式手すり等、事故防止機能を備えた車両を導入し、利用者および職員の安全確保に努めていきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

① 応急備蓄物資の整備と管理

当ケアプラザでは、福祉避難所への避難対象となる方々を円滑に受け入れるため、必要な応急備蓄物資を計画的に整備し、平時から適切な管理を行っていきます。

備蓄状況については定期的に点検・見直しを行い、災害発生時に迅速かつ確実な対応が可能な体制を維持していきます。

② 福祉避難所開設体制の確立

震度 5 強以上の地震が発生した場合には、職員自身および家族の安否確認を行ったうえで、対応可能な職員が所長の指示のもと参集し、「福祉避難所開設マニュアル」に基づき、速やかに福祉避難所を開設していきます。

あらかじめ役割分担を明確にしておくことで、混乱のない運営を行い、避難者を安全に受け入れられる体制を確保していきます。

③ 災害時における職員連絡体制の強化

災害時の円滑な情報共有を目的として、全職員の連絡先を記載した緊急連絡網を整備・更新していきます。

併せて、SNS 上に指定管理部門および通所介護部門それぞれの専用グループを設け、複数の連絡手段を確保することで、有事の際にも職員間で迅速に連絡が取れる体制を維持・強化していきます。

④ 地域防災訓練への参加と福祉避難所の周知

地域で開催されている地域防災拠点訓練に継続的に参加し、福祉避難所の役割や所在について積極的に周知していきます。

これにより、地域住民や関係機関との連携を深めるとともに、災害時における福祉避難所の円滑な受け入れにつなげていきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

① 防災訓練の定期的実施

防災対策の一環として、消防署の協力を得ながら、職員および施設利用者を対象とした防災訓練を年2回以上実施していきます。

訓練では、緊急時の避難誘導、消火器の使用方法、避難経路の確認等を行い、地震や火災など様々な災害を想定した実践的な内容とすることで、職員および利用者の防災意識向上と対応力の強化を図っていきます。

② BCP（事業継続計画）の整備と運用

整備済みのBCP（事業継続計画）については、職員への周知と理解促進を目的として、今後も年間1回以上の勉強会を継続的に実施していきます。

あわせて、委員会活動や防災訓練を通じて内容の検証、見直しを行い、実効性の高いBCPとして運用できるよう、継続的な改善を進めていきます。

③ 福祉避難所運営マニュアルの整備

福祉避難所としての役割を確実に果たすため、開設手順や運営方法を明文化したマニュアルを整備し、職員全体で共有していきます。

平時から内容の確認と理解を促し、発災時には迅速かつ的確に対応できる体制を構築していきます。

④ 福祉避難所用備蓄物資の確保と管理

受入援護者30名、配置職員3名を想定し、3日分の飲料水・食料をはじめ、毛布、簡易トイレ、オムツ等の福祉避難所用備蓄物資を確保していきます。

備蓄品については、在庫状況や賞味期限をリストで管理し、定期的な点検・更新を行うことで、災害時に不足が生じないよう適切な管理を行っていきます。

また、期限切れとなった飲用水については、非常時の生活用水として活用できるよう別途保管していきます。

⑤ 非常時の電力・通信手段の確保

停電時においても必要な情報収集および連絡体制を維持できるよう、ソーラーパネル、ポータブル発電機、ポケットWi-Fi等を整備し、非常時の電力・通信手段の確保に努めていきます。これにより、災害発生時においても、関係機関や職員間の連絡を円滑に行える体制を整えていきます。

⑥ 災害時の移動・搬送体制の整備

車椅子送迎が可能な車両を災害時緊急車両として事前登録し、災害発生時の移動支援や利用者

の搬送に対応できる体制を整えていきます。

要配慮者の安全確保を最優先とし、状況に応じた柔軟な対応が可能な体制づくりを進めていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

① 公平性を重視した情報収集・発信の基本方針

自法人の利益に偏ることなく、地域活動団体や介護サービスに関する情報を幅広く収集し、地域住民が主体的に選択できるよう、公平性と中立性を重視した情報発信を行っていきます。

今後も、利用者の立場に立った分かりやすく適切な情報提供に努めていきます。

② 地域活動団体に関する情報発信の取組

地域活動団体に関する情報については、広報紙への掲載や地域ケアプラザ館内へのチラシ配架等を通じて、継続的な周知を行っていきます。

また、館内利用団体を紹介する「会員募集チラシ」を作成・掲示し、活動風景の写真を併せて掲載することで、団体の雰囲気や活動内容が視覚的にも伝わる工夫を行っていきます。

これらの取組を通じて、利用者が関心のあるサークルや地域活動へ円滑に参加できる環境づくりを進めていきます。

③ 介護保険サービス情報の収集と提供

介護保険サービスについては、利用者が自身のニーズや生活状況に応じた事業所選択を行えるよう、地域内の介護保険サービス事業所に関する情報収集を継続的行っていきます。

収集した情報は、相談対応等を通じて適切に提供し、利用者の自己決定を支援していきます。

④ 地域包括支援センター部門における公正な事業所選定支援

地域包括支援センター部門では、特定の居宅介護支援事業所に依頼が偏ることのないよう、委託先リストを作成・管理し、公平性を確保した支援体制を維持・強化していきます。

今後も、利用者の状況や意向を踏まえた公正な事業所選定支援に努めていきます。

⑤ 居宅介護支援部門における利用者本位のサービス提案

居宅介護支援部門では、特定事業所加算の算定要件を踏まえ、「サービス利用割合等説明書」を重要事項説明書内に明示したうえで、透明性の高い説明を行っていきます。

サービス利用の提案にあたっては、必ず複数の事業所パンフレットを提示し、利用者およびご家族の意向を尊重した選択ができるよう、利用者本位の支援を進めていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

① 意見・要望・苦情を受け付ける体制の整備

館内に「理事長への手紙」を設置し、要望や苦情について匿名でも受け付けることができる体制を整えていきます。

あわせて、当法人の苦情相談窓口についても分かりやすく案内し、利用者が安心して意見を表明できる環境づくりを進めていきます。

今後も、利用者の声を真摯に受け止め、施設運営の改善につなげていきます。

② 自主事業におけるアンケートの実施と事業改善

自主事業の実施後には、参加者から感想や要望をアンケートにより収集していきます。

得られた意見については内容を分析し、次回以降の事業内容や運営方法に反映させることで、より満足度の高い自主事業の企画・実施を進めていきます。

③ 施設利用者アンケートの実施と結果の公表

年1回、施設利用者アンケートを実施し、利用者の意見や課題を継続的に把握していきます。

アンケート結果として挙げられた課題およびその対応策については、館内掲示により利用者へ周知するとともに、区役所へ報告を行い、透明性の高い施設運営を行っていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

① 個人情報保護に関する研修体制の整備

個人情報保護を確実に遵守するため、全職員を対象に年1回以上「個人情報保護」に関する研修を実施していきます。

あわせて、職員の入職時には個別に同研修を行い、個人情報の重要性について早期から意識づけを行っていきます。

また、「個人情報の取り扱いについて法令を遵守する誓約書」の提出を義務付け、日常業務における注意喚起と遵守意識の徹底を図っていきます。

② 契約およびマニュアルに基づく個人情報の適正管理

通所介護事業、居宅介護事業、介護予防事業等の各種契約書に明記されている「個人情報保護の取り扱い」に関する事項を遵守するとともに、職員が個人情報を取り扱う際には「個人情報取り扱いマニュアル」に基づき、適正かつ慎重な対応を行っていきます。

③ 個人情報を含む書類の受け渡し・発送時の安全対策

個人情報を含む書類等の受け渡しについては手渡しを原則とし、FAXによる送信は原則禁止とし

て運用していきます。

郵送等で発送する場合には、発送前に複数の職員による宛先および封入物の確認を行い、誤発送防止を徹底していきます。

④ 情報公開の推進と透明性の確保

情報公開については、ケアプラザ受付において、法人の決算書類、事業計画書、事業報告書、収支報告書等を常時閲覧できるよう配架していきます。

併せて、インターネット上のワムネットにおいて、現況報告書、決算書類、定款等を公開し、誰でも法人運営に関する情報を確認できる体制を整えていきます。

また、情報開示請求があった場合には、情報公開に関するマニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応していきます。

⑤ 人権尊重およびプライバシー配慮の取組

人権尊重については、全職員を対象とした年1回の動画研修を実施するとともに、法人の倫理綱領「利用者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な施設運営に努める」に基づき対応します。利用者一人ひとりのプライバシーに配慮し、信条や価値観を尊重した支援を行っていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

① 環境への配慮（ごみ削減・資源循環の推進）

「資源を大切にする」という観点から、ごみ排出量や電気使用状況を管理する担当職員を任命し、組織的に環境配慮の取組を推進していきます。

担当職員は横浜市が実施するG30研修に参加し、研修内容を踏まえて、館内職員に対する分別ルールの周知・徹底を図っていきます。

館内には排出項目別のごみ箱を設置し、ごみの分別が行いやすい環境を整備するとともに、横浜市資源循環局のルート回収に対応した分別ルールを遵守していきます。

また、リサイクル可能な紙類・段ボール類についてはすべて古紙回収に回し、資源循環の徹底に取り組んでいきます。

さらに、ペットボトル、空き缶、牛乳パック等のリサイクル可能品については、廃棄物として処理するのではなく、通所介護事業におけるレクリエーションや創作活動に活用するなど、再利用を意識した運営を進めていきます。

② ペーパーレス化の推進

業務効率化および環境負荷低減の観点から、FAXの受信方法を紙での受信からデータ受信へ切り替え、必要最小限の印刷にとどめる運用を継続していきます。

今後も業務フローの見直しを行いながら、ペーパーレス化を段階的に進め、紙資源の使用削減に

取り組んでいきます。

③ 節電・節水への取組

年間を通じて節電・節水に取り組み、特に夏季においては、電力使用量抑制を目的として、ケアプラザがクールスポットである「クールシェア」の周知・普及を行っていきます。

施設内の空調や照明については、利用状況に応じて必要最小限となるよう管理し、職員のみならず施設利用者にも節電・節水への協力を呼びかけていきます。

また、館内照明についてはLED化を進め、省エネルギー化を図ることで、継続的な環境負荷低減につなげていきます。

④ 物品購入における地域振興および社会貢献

物品購入にあたっては、地域振興の視点を重視し、可能な限り横浜市内事業者を優先して発注していきます。

あわせて、施設内において障害者就労施設による食品販売の機会を定期的に設けるなど、障害者施設の活動支援および地域福祉の推進に取り組んでいきます。

⑤ 男女共同参画推進および働きやすい職場環境づくり

男女を問わない出産・育児休暇取得制度の活用を法人全体で推進し、ライフステージの変化に応じて働き続けられる職場環境の整備を進めていきます。

出産や育児により一定期間就労にブランクが生じた職員に対しては、週当たりの労働日数や一日当たりの労働時間に配慮した時短勤務制度を提案し、継続就労を支援していきます。

また、育児中の就業希望に応じて、法人内他拠点への異動も柔軟に検討し、職員が無理なく就労を継続できる体制づくりを進めていきます。

加えて、未就学児等の育児を行う職員が勤務する部門においては、子どもの急病等による突発的な休暇が取得しやすいよう、人員配置に配慮し、安心して働ける職場づくりを行っていきます。

⑥ 職員の心身の健康保持・増進への取組（健康経営）

横浜市が推進する「健康経営」の趣旨に基づき、職員の健康保持・増進を経営的視点から捉え、計画的かつ戦略的に取り組んでいきます。

2026年4月からの「横浜健康経営認証クラスAA」取得を目標に、2025年度に申請を行っており、今後は職員の健康課題に即した取組を継続的に実施していきます。あわせて、取組前後の状況をデータとして可視化し、評価・改善を重ねることで、健康経営に関するPDCAサイクルを着実に循環させていきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

① 地域ニーズに基づく自主事業の実施と自主活動への発展支援

地域住民が福祉保健活動へ参加するきっかけづくりとして、地域のニーズを踏まえた自主事業を計画的に開催していきます。自主事業終了後は、参加者による自主活動のサークル化を支援し、継続的な施設利用へと発展させていきます。

また、自主事業の開催日時については、貸館の活動率が低い曜日や時間帯を意識して設定することで、施設全体の稼働率向上を図っていきます。あわせて、自主活動がサークル化した際には、比較的予約しやすい時間帯を活用できるという利用者側の利点も確保し、安定した継続利用を促進していきます。

② 効率的かつ利用しやすい施設貸出体制の構築

効率的で分かりやすい施設貸出を行うため、空き部屋状況を一覧表として館内に掲示し、毎月1日の午前10時から貸館予約の受付を行っていきます。

また、日常的な貸館予約については、利用申込み団体が記入する「利用申込書」に、団体名や代表者名等をあらかじめ印刷することで、窓口での記入負担を軽減していきます。これにより、職員の窓口対応時間の短縮を図り、利用者・職員双方にとって円滑な施設運営につなげていきます。

③ 登録団体の可視化と情報発信による利用促進

利用者にとって有益な情報提供を目的に、館内に登録団体の活動内容やメンバー募集情報を掲示していきます。さらに、「登録団体紹介週間」を設け、団体自らが活動を紹介する機会を創出することで、来館者が館内で行われている活動へ参加するきっかけづくりを行っていきます。

地域向けの情報発信については、ケアプラザ広報紙での事業案内、窓口での登録団体一覧表の配布、ブログの活用など、複数の媒体を効果的に活用し、必要な方に必要な情報が届くよう取り組んでいきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

① 身近で相談しやすい総合相談窓口の周知・広報

地域住民が身近な場所で気軽に相談に来ていただけるよう、ケアプラザの「総合相談窓口」について、広報活動を積極的に実施します。連合町内会役員会、各町内会・自治会役員会、民生

委員・児童委員連絡協議会をはじめ、各種専門委員会、昼食会、老人会、自主活動団体の場、さらにはケアプラザ自主事業、広報紙、LINE等を活用し、ケアプラザが福祉保健の総合相談窓口であることを継続的に発信していきます。

② 高齢者に対する専門職による相談支援の実施

高齢者に関する相談については、地域包括支援センターの3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を中心に対応していきます。

認知症、介護予防、成年後見制度、ケアプラザ機能の紹介、生活習慣病予防、ハートページ等、多岐にわたる資料を活用し、個別相談の場だけでなく、地域活動の場において集団向けにも情報提供を行っていきます。

③ アウトリーチによる相談機会の拡充

ケアプラザへの来所が困難な方に対しては、自治会館や販売拠点等へ職員が出向き、相談ブースを設けるなど、アウトリーチ型の相談支援を実施していきます。

これにより、相談の機会を地域に広げ、支援につなぐににくい方への早期対応を図っていきます。

④ 障害児・者および子育て世帯への相談支援と関係機関との連携

障害児・者に関する相談については、区役所高齢・障害支援課障害支援担当と情報共有を行いながら、基幹相談支援センターや生活支援センターのリーフレット等を活用し、必要な情報を適切に提供していきます。

相談を受けた際には、窓口として内容を丁寧に聞き取り、必要に応じて基幹相談支援センターや子育て支援拠点等と連携し、課題解決に向けた相談調整や、子育ての悩み、居場所に関する情報提供を行っていきます。

⑤ 相談内容に応じた適切な助言・支援へのつなぎ

相談を受けた際には、内容に応じた助言を行うとともに、各種サービスや関係機関へ適切につないでいきます。

相談者が抱える課題の解決につながるよう、切れ目のない支援を意識した相談対応を行っていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

① 6職種による定期的な情報共有・協議体制の構築

看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの5職種と所長を含めた6職種により、月2回「6職種ミーティング」を開催していきます。

ミーティングでは、地域情報の共有、各職種が担当する事業の進捗確認、個別ケースおよび地域課題に対する支援方法の検討等を行い、多職種の専門性を活かした包括的な支援体制の構築を図っていきます。

② 地域資源との協働による自主事業の企画・運営

各種自主事業の企画・運営にあたっては、地域ボランティアの協力を得るとともに、近隣施設と連携し、広報、講師依頼、会場選定等を役割分担しながら協働で実施していきます。

また、近隣の小学校・中学校・保育園等との交流や職場体験の受け入れを通じて、世代間交流を促進するとともに、地域との継続的な関係づくりを進めていきます。

③ 具体的な地域連携事例の推進

フレイル予防の一環として取り組んでいる健康福祉マージャンについては、2026 年度より白山地区センターを新たな活動拠点として整備していきます。

あわせて、同センターと高齢者等の見守りに関する連携を進め、地域資源を活かした介護予防および見守り体制の強化を図っていきます。

④ 法人内複数ケアプラザによるノウハウ共有と業務効率化

当法人が運営する鴨居地域ケアプラザ、今井地域ケアプラザ、仏向地域ケアプラザ、今宿西地域ケアプラザの4か所の地域ケアプラザにおいて、これまでに蓄積してきた運営ノウハウや事業情報を活用していきます。

法人内での職種別分科会や全職種交流会を定期的に行い、情報共有を図ることで、各ケアプラザの業務効率向上および事業内容の充実につなげていきます。

⑤ ICTを活用した迅速な情報共有体制の整備

法人内では、インターネットツール「Teams（チームス）」を活用し、チャット、ファイル共有、データ保存、ビデオ通話等の機能を用いた情報共有体制を整備していきます。

これにより、所内情報の迅速な共有・伝達を行うとともに、自主事業の講師情報、地域資源情報、緊急時対応方法等についても法人内で共有し、円滑な事業運営につなげていきます。

⑥ 医療グループとの連携による事業機能の強化

当グループには医療グループがあり、診療機能、相談対応、医療講演会等の医療資源を有しています。これらの医療グループの強みを地域ケアプラザ事業にも積極的に活かし、医療と福祉が連携した地域支援の充実を図っていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

① 地域福祉保健計画の理念実現に向けた基本的な考え方

地域福祉保健計画（みどりのわ・ささえ愛プラン）の基本理念である

「誰もが安心して暮らし続けられる緑区をめざして」

～一人ひとりが主役・共に支え合う つながりのあるまちづくり～

を実現するためには、地域住民、地域団体、企業、専門職等が相互に理解を深め、継続的につながっていくことが重要であると考えています。

地域ケアプラザとして、そのつなぎ役を担い、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進していきます。

② 地域住民・地域団体との関係強化

地区別計画推進委員会、地区社会福祉協議会定例会、地区民生委員・児童委員協議会定例会等へ積極的に参加し、地域住民や活動団体との顔の見える関係づくりを進めていきます。

継続的な対話と情報共有を通じて、地域との信頼関係を深め、協働による取組を一層強化していきます。

③ 地域活動団体同士のネットワーク構築支援

各団体同士のネットワーク構築を目的に、地域活動団体間の情報共有の場を創出します。具体的には、

- ・エリア内ケアマネジャー同士のつながりを強化する「エリアケアマネ連絡会」の開催
- ・地域活動団体間の連携促進を目的とした会食、配食サービス団体の交流会の企画
- ・平成 30 年度より立ち上げた地域ケアプラザエリア内ネットワーク「子どもと大人の eee 場所づくり」

等を活用し、横のつながりを意識した取り組みを推進していきます。

④ 各分野専門機関とのネットワーク推進

分野別の専門機関との連携強化を図るため、「子育て団体連絡会」「自立支援協議会」、医療機関と介護事業所とのネットワーク、区役所および区内地域包括支援センター合同の「多職種連携部会」、「在宅ケアみどりネットワーク」等に職員が参加していきます。

これらの場を通じて、顔の見える関係づくりと相互理解を深め、切れ目のない支援体制の構築につなげていきます。

⑤ 地域ケアプラザの強みを活かした横断的ネットワークの活用

各種連絡会やネットワークを通じて、分野を問わず横断的に情報が集約されることは、地域ケアプラザの大きな強みです。

この強みをさらに広げ、効果的に活用していくため、5 職種による日常的な情報共有と連携を重視した運営を行っていきます。

⑥ 5 職種連携によるネットワークの拡大と発展

5 職種それぞれが持つ情報や視点を共有し、つなぎ合わせ、発展させることで、地域ケアプラ

ザ全体としてのネットワークを拡大していきます。

多職種が一体となって地域課題に向き合い、地域に根差した支援体制の構築を進めていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

① 地区別支援チームへの参画と地域課題への対応

地区別支援チームのメンバーとして、所長をはじめ指定管理部門 5 職種が積極的に参画し、地域課題の整理および課題解決に向け、区行政および区社会福祉協議会と協働した取組を進めていきます。

② 地区別計画の策定支援

地区別支援チームメンバーと連携し、各地区別計画推進委員会において、区全体計画に沿った地区別計画の策定が円滑に進むよう支援していきます。

③ 区・関係機関との情報共有と連携強化

ケアプラザ所長会、地域包括支援センター、地域活動・交流コーディネーター連絡会、生活支援コーディネーター連絡会等の会合に定期的に参加し、区行政や区社会福祉協議会をはじめとする関係機関の情報収集を行うとともに、共同で事業を進めるなど、実践を通じた連携強化を図っていきます。

④ 定例カンファレンスによる地域課題・個別支援の共有

所長をはじめ 5 職種において、地区担当保健師およびケースワーカー、または区役所高齢福祉担当、区社会福祉協議会と毎月定例のカンファレンスを実施し、地域課題や地域住民からの相談案件について情報共有を行っています。

⑤ 協働による課題解決と地域活動への参画

課題解決に向けては、支援方法について随時連絡を取り合い、必要に応じて同行訪問を行うなど、実践的な支援を進めていきます。

また、協働・共創の意識を持ち、自治会町内会や各種団体活動にも関係機関と共に参画し、地域との信頼関係構築を図っていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

① 地域に最も近い拠点としての活動と現状把握

地区別支援チームメンバーとして、所長をはじめ指定管理部門 5 職種が自らを「地域に一番近いケアプラザ」と認識し、地域活動や行事に積極的に参加していきます。

地域住民の声を直接聞くことで、地域の現状把握に努めていきます。

② 地域の代弁者としての情報共有と意見交換

地域の代弁者としての視点を持ち、地区別支援チーム会議等において、地域で得た情報の共有や意見交換を行い、地域の実情を関係機関へ適切に伝えていきます。

③ 所内 6 職種による組織的な支援体制の維持

地区別計画推進委員会等で把握した課題については、所長を含めた 6 職種ミーティングにおいても継続的に情報共有を行い、地域ケアプラザ全体として支援できる体制を維持・強化していきます。

④ 地区別推進計画策定への参画と継続的な協働

2026 年度からスタートする第 5 期地区別推進計画の策定に引き続き参画し、地域課題の整理や課題解決に向けた取組について、区行政および区社会福祉協議会と協働しながら進めていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業（指定管理事業）について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

① 高齢者支援の取組

主に団塊の世代を対象とした事業として、「カフェ 憩」や「レコードカフェ（鑑賞会）」を開催します。各回でテーマを変更することで、幅広い高齢者がケアプラザへ足を運びやすい環境づくりを進めます。

事業内では、コーヒー・紅茶の提供や音楽解説を地域住民が担い、参加者同士の交流促進を図るとともに、地域ボランティアが活躍できる場としても機能させていきます。

また、パラスポーツの普及啓発および介護予防を目的に「ボッチャを楽しもう」を実施し、健康寿命の延伸につなげていきます。加えて、共通の趣味を持つ方同士の交流の場として「編み物クラブ」を開催し、継続的な社会参加を促進していきます。

② 子ども支援の取組

子ども向けの取組として、「夏休み企画」として折り紙教室や絵手紙講座を開催し、子どもが安心して参加できる居場所づくりを行います。併せて、小学生の不登校支援の一環として、地域ボランティアと連携した「こどもの居場所」を実施し、学びや交流の機会を提供していきます。

中学生向けには、地域で知見のある方を講師とした無料学習支援「かもいなか塾」を週 2 回

開催します。学習に不安を抱える中学生への支援を行うとともに、地域ボランティアが継続的に活躍できる場づくりにつなげていきます。

③ 障害のある方への取組

障害のある方を対象とした取組として、「出張あおぞら鴨居ほっと・る～む」を実施します。基幹相談支援センターあおぞらと連携し、障害のある方やその家族が気軽に立ち寄り、安心してくつろげる場づくりを進めていきます。

また、作品展示等を通じて、障害者週間における普及啓発にも取り組み、地域全体の理解促進を図っていきます。

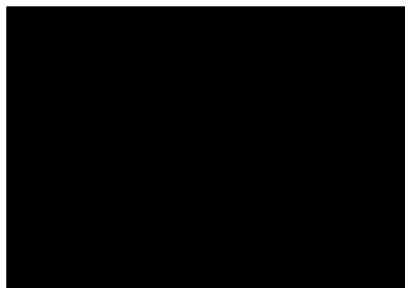
④ 自主化に向けた取組

地域住民が主体的に運営できる活動の促進を目的に、すでに自主化している「ハッピーヨガ」等の取組をモデル事例として、運営方法や活動ノウハウの共有を行います。

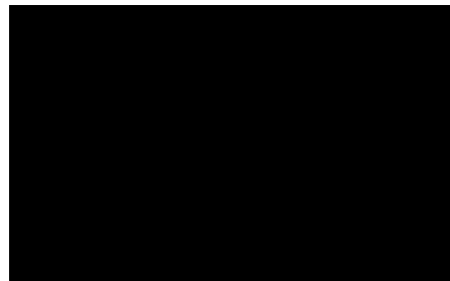
これにより、他団体の自主化を段階的に促進し、地域主体の活動が継続・発展する仕組みづくりを進めていきます。

⑤ 主体的参加を重視した事業運営

地域住民のニーズを丁寧に聞き取りながら、参加者が受け身になるのではなく、企画や運営に主体的に関われる事業の実施に取り組み、地域に根差した持続可能な活動の創出を目指していきます。



【なかま塾授業風景】



【出張あおぞらほっとる～む】

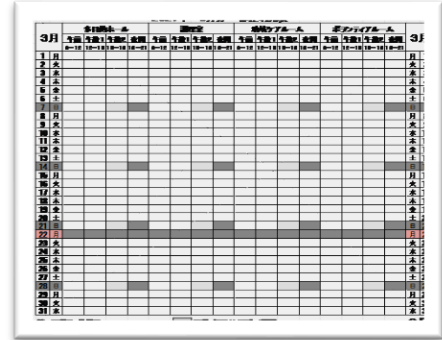
イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

① 利用部屋の提案による円滑な利用調整

貸館利用申込みを受けた際、利用希望日時や希望する部屋が他団体の利用と重なった場合には、空き状況を確認のうえ、利用可能な別室を提案するなど、円滑な利用調整に努めます。

これにより、団体の活動機会を可能な限り確保するとともに、施設の有効活用を図っていきます。



【貸館一覧表】

② 貸館利用状況の可視化による利便性向上

月単位での貸館利用申込状況がひと目で分かる一覧表を作成・掲示し、利用団体が活動日を検討しやすい環境づくりを行います。

あわせて、自由予約の具体的な開始日についても受付にて明示し、利用手続きの透明性および分かりやすさの向上に努めていきます。

③ 利用の公平性とバランスへの配慮

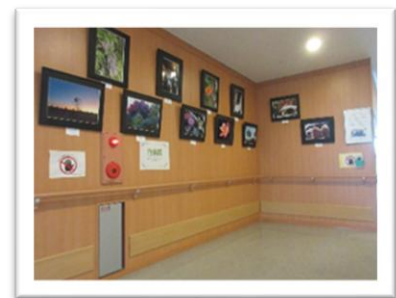
団体から活動回数の増加に関する相談があった場合には、可能な限り希望に沿えるよう調整を行っています。

一方で、特定の団体に利用が偏ることのないよう配慮し、複数の団体が公平に施設を利用できるよう、全体のバランスを考慮した運用を行っています。

④ 団体活動の維持・継続および利用促進

団体活動の紹介や参加募集チラシをケアプラザ内の情報ラウンジに配架し、広報支援を行います。あわせて、ケアプラザ広報紙への掲載および地域への配布を通じて、来館機会の少ない地域住民へも情報を届け、利用促進を図っていきます。

また、団体活動で制作した作品を展示する場を提供し、来館者が活動内容に触れる機会を創出します。これにより、団体の制作意欲や活動継続へのモチベーション向上を図るとともに、作品展示をきっかけとした新たな来館者の増加にもつなげていきます。



【作品展示（フォトクラブ）】

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

① ボランティア人口の拡大に向けた登録研修会の実施

地域のボランティア人口の拡大を目的として、「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」を継続的に開催していきます。

研修会では、制度の説明に加え、ケアプラザおよび地域における具体的なボランティア活動内容を紹介し、研修後には実際の活動参加へと円滑につなげていきます。

② 個々の意向を尊重したボランティアコーディネート

ボランティア登録にあたっては、本人の希望やこれまでの経験・知識を丁寧にヒアリングし、個々の意向や地域ニーズに合った適切な活動内容（ケアプラザ内・地域活動）へとコーディネートしていきます。

活動開始前には面談によるオリエンテーションを実施し、安心して活動に参加できる体制を整えていきます。

③ 活動後の振り返りによる継続支援

活動後には、ボランティア本人から感想や意見を聞き取り、振り返りの機会を設けます。

活動の満足度や課題を共有しながら、無理のない形で継続的な活動につながるよう支援していきます。

④ 多様な活動機会の提供

ボランティアの活動の場として、「ロバ隊長を作ろう」や「全館大掃除」など、参加しやすい単発型の活動をはじめ、さまざまな活動メニューを用意していきます。

また、関係機関からボランティアの紹介があった場合には、希望者の特性や関心に応じた活動内容を提案し、円滑な参加につなげていきます。



【全館大掃除】

⑤ ボランティア同士の交流とネットワークづくり

ボランティア同士の交流や意見交換の機会として、年1回「ボランティア交流会」を開催します。

活動を通じた気づきや課題を共有し、参加者の声を今後の取組に反映させることで、地域に根差した継続的なボランティア活動の促進を図ります。



【ロバ隊長を作ろう】

⑥ 地域行事を通じた参加促進と役割創出

ケアプラザ祭り等の行事においては、ボランティアが地域に溶け込みやすいプログラムを意識して企画します。

福祉保健活動として関わりやすく、ボランティア一人ひとりが得意分野を活かしながら、楽しんで参加できる活動を依頼し、地域とのつながりを深めていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

① 地域の声を直接聴くための情報収集体制

各職種が地域の会合や各団体の催しへ積極的に参加し、地域住民や関係者の声を直接聴く機会を設けます。収集した情報については、地域包括支援センター内の6職種で共有するとともに、区や区社会福祉協議会等の関係機関が主催する会議・研修等に参加し、情報収集および情報提供を行っていきます。

② 日常的な関わりを通じた地域ニーズの把握

貸館利用団体や自主事業の参加者と日常的に接する中で、地域資源に関する情報や住民が求める支援ニーズを把握し、必要に応じて地域支援へとつなげていきます。

③ 登録団体の活動促進と継続支援

登録団体支援の取組として、「登録団体紹介週間」を設け、作品展示等を通じて団体の活動意欲の向上を図るとともに、他団体の活動を知る機会を創出します。あわせて、活動紹介、メンバー募集、見学や無料体験の告知等を行い、団体の継続的な活動を支援していきます。

④ 登録団体説明会による運営ルールの共有

年1回開催する「登録団体説明会」において、登録更新手続きや部屋利用時の注意点等について再確認を行い、円滑かつ公平な施設利用につなげていきます。

⑤ 地域活動・サービスデータの更新と精度向上

横浜市地域活動・サービスデータシステムに登録されている活動団体情報については、情報の陳腐化を防ぐため、年1回、90団体以上を対象に聞き取りを実施します。聞き取り結果をもとに、活動内容や連絡先等について必要に応じた更新・加筆を行い、常に最新かつ信頼性の高い情報を提供できる体制を維持していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

① 地域福祉活動への参画による実態把握の強化

鴨居・竹山・白山地区における地区社会福祉協議会および民生委員児童委員協議会の定例会へ継続的に参加し、地域の動向や課題を把握していきます。あわせて、認知症カフェや各種高齢者サロン等の地域活動にも積極的に参画し、住民の声や生活実態に基づく情報収集を進めます。こうした日常的な関わりを通じて、地域に根差した支援の基盤となる実態把握を一層強化していきます。

② 部署横断による情報共有と分析体制の構築

地域活動を通じて得られた情報については、所内の6職種ミーティングや各部署リーダー会議をはじめ、区役所との定例カンファレンス、区社会福祉協議会との定例ミーティング等を通じて共有します。所内では、部署・職種ごとの専門的視点を活かした意見交換と分析を行い、地域課題の背景や要因を多角的に整理します。これにより、組織全体で課題認識を共有し、効果的な支援方針の検討につなげていきます。

③ 地域課題を踏まえた施策への反映と展開

把握・分析した地域課題については、個別支援にとどまらず、地域ケア会議の開催など多職種が参画する意見交換の場を設け、地域全体での課題解決に向けた検討を進めていきます。今後も、熱中症やヒートショックなど季節性や地域特性を踏まえたテーマ設定により、予防を重視した施策を計画的に展開します。

また、横浜市地域活動・サービスデータシステム（Ayamu）の情報更新を継続し、住民が地域活動に円滑に参加できる環境整備を進めることで、住民主体の地域づくりと地域力の向上を支えていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

① 多様な主体からの情報収集による社会資源把握の強化

区役所や区社会福祉協議会に加え、ケアプラザと日常的に接点のある地域団体、NPO法人、民間企業等から幅広く情報を収集し、地域に存在する社会資源の把握を進めていきます。職員や各部署からもたらされた情報については、6職種ミーティング等を通じて共有・整理し、人材や事業サービスの特性を踏まえた具体的な施策へと反映させることで、地域課題に即した支援の充実を図っていきます。

② NPO法人と連携したサービスの活用

竹山地区では、神奈川大学が設立したNPO法人KUSCが「竹山セントラル」を拠点に、サービスBとして介護予防および生活支援活動を展開しています。地域包括支援センターでは、要支援高齢者が無理なく健康づくりに取り組める場として本事業を位置づけ、毎月の定例ミーティングを通じて運営状況や利用者ニーズを共有し、連携を図っていきます。今後も、ケアプラザに寄せられる相談に対し、介護予防を目的とした選択肢の一つとして本サービスを紹介し、地域資源を活用した自立支援の推進につなげていきます。



【運動スペース・竹山セントラル】

③ 移動販売を活用した買物困難者支援と地域生活支援の継続

買物が困難な高齢者への支援として、複数の小売チェーンストアと自治会をつなぎ、移動販売事業を実施しています。竹山地区および鴨居地区の計7拠点において、毎週移動販売車が巡回し、地域住民の生活支援を担っています。地域包括支援センターでは、定期的に各拠点を巡回し、事業の円滑な運営と利用状況の把握を行うことで、地域に根差した支援体制を支えています。



【竹山地区移動販売】

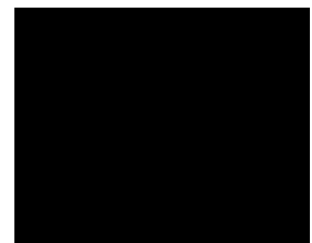
一方で、令和8年2月に小売チェーンストア1社の撤退が予定されていることから、今後は自治会や関係機関と連携し、代替手段の検討や新たな社会資源の掘り起こしを進め、買物支援の継続と地域生活の安定確保を図っていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

① 健康マージャンを通じた地域活動の具体化

趣味を通じたフレイル予防と、見守り・安心のネットワークづくりを目的として、白山地区では健康福祉マージャンの拠点整備を進めています。民生委員や地域ボランティアと連携し、候補地の選定や担い手の確保を行い、地域主体の活動として具体化してきました。令和8年度には、3か所目となる新たな拠点を設け、取組の拡充を図っていきます。



【白山健康マージャン】

② 活動運営に向けた調整と支援

拠点の拡大に伴い、運営方法や役割分担について関係者間で調整を行い、活動が円滑に継続できる体制づくりを進めています。

③ 課題整理と運営体制の見直し

参加者や会員数の増加により生じる制度上・運営上の課題については、適宜整理し、必要な見直しを行うことで、安定した運営につなげていきます。

④ 今後の展開

今後は、健康福祉マージャンの取り組みで得られた知見を協議体で共有し、他の地区や新たなテーマへの展開も視野に入れながら、住民主体の活動が広がる地域づくりを推進していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

① 介護保険外サービスの活用による生活支援の充実

高齢者の生活上のちょっとした困りごとに対応するため、鴨居地区の「鴨居チョイボラ」や白山地区の「猫の手」など、地域住民主体の支援団体を相談内容に応じて紹介し、介護保険外サービスにつなげていきます。あわせて、隣接する菅田地域ケアプラザおよび東本郷地域ケアプラザと連携し、「お買い物マップ Ver. 3」を更新することで、配達対応を行う商業施設等の情報を整理・可視化し、日常生活の継続を支える選択肢を広げていきます。

② 地域活動・団体情報の整理と発信による参加促進

地域活動・サービスデータベースシステム（Ayamu）の情報を定期的に更新し、趣味や交流を通じた健康づくりに資する活動情報を提供していきます。

白山地区では、地域団体やサークル活動を集約した「イベントカレンダー」の作成・配布を通じて、住民が身近な活動情報に触れる機会を拡充してきました。

今後は、ケアマネジャー等が相談支援の中でインフォーマルサービス情報を活用できるよう、他地区への情報媒体の展開を進め、高齢者一人ひとりのニーズに応じた社会資源とのマッチングを強化していきます。



【お買い物マップ】

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

① 人口動態・相談状況を踏まえた総合相談支援事業の位置づけ

担当圏域の人口は約3万3千人で、直近5年間はほぼ横ばいで推移しています。一方で、高齢化率は29.09%と1.09%上昇し、要介護認定率も20.07%と4.47%増加しています。

こうした人口構造の変化を背景に、相談件数は年々増加しており、令和7年度には月400件を超える月も見られました。相談内容についても、家族形態の多様化や「8050問題」等に代表されるように、単一の制度や分野では解決が困難な複合的課題が増加しています。

このため地域包括支援センターでは、分野や制度にとらわれず、生活全般に関する相談を受け止める総合的な相談窓口として、高齢者本人や家族の不安・困りごとを包括的に受け止め、状況に応じた支援につなげる総合相談支援事業を推進していきます。

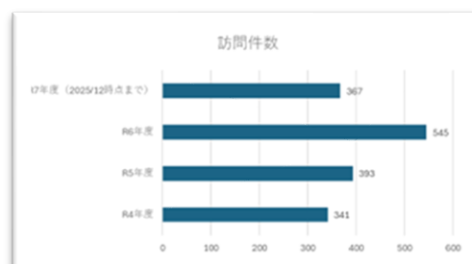
② 来館対応とアウトリーチを両輪とした早期発見・早期介入の実践

総合相談支援事業においては、来館による相談対応と、訪問等によるアウトリーチ支援を両輪

として進めることで、支援が必要な方を早期に把握し、適切な介入につなげています。来館が困難な方に対しては、電話対応にとどまらず、職員が訪問し直接状況を確認する支援を実施しています。特に鴨居4丁目や白山4丁目など坂道が多い地区では、ケアプラザへの来館が困難なケースも多く、介護保険申請書類を持参しての訪問対応や、区職員・近隣ケアマネジャーと連携した同行訪問を行っています。

困難ケースの増加に伴い訪問件数も増加傾向にあり、

- ・令和4年度：341回
- ・令和5年度：393回
- ・令和6年度：545回
- ・令和7年度：12月時点で367回と推移しています。



今後も来館相談とアウトリーチ支援を組み合わせ

ることで、支援が届きにくい世帯の生活課題を早期に把握し、課題の重度化・複雑化を防ぐ総合相談支援体制の充実を図っていきます。

③ 地域に開かれた相談体制づくりと周知活動の推進

世帯規模の縮小が進む中、高齢夫婦世帯や高齢独居世帯が増加し、「困っているが相談先が分からない」という状況が生じています。

そのため、地域包括支援センターを身近な相談先として認識してもらうことを目的に、所内に「周知活動班」を設置し、計画的な周知活動を展開していきます。

具体的には、近隣商業施設での出張相談会、地域まつりやサロンでの活動紹介、医療機関と連携した公開講座等を実施し、日常的にケアプラザを利用しない住民とも接点を持つ機会を創出します。これにより、生活課題が深刻化する前に相談につながる地域環境づくりを進めていきます。



【近隣商店での出張相談会の様子】

④ 今後の展開：多職種連携による総合相談支援事業の深化

令和6年度の相談件数は、コロナ禍後の影響もあり前年度比でほぼ倍増し、年間4,776件に達しました。今後も高齢化の進行が見込まれる中、住民一人ひとりが介護予防に取り組むとともに、支援困難な状況に陥る前の早期対応が一層重要になります。

今後は、自治会・民生委員・地域団体・医療福祉機関・小売店舗等との連携を強化し、地域住民と直接・間接的なつながりをさらに深化させていきます。

来館対応とアウトリーチを組み合わせた総合相談支援事業を基盤に、分野横断的な連携を通じて、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進していきます。

イ 認知症支援事業について

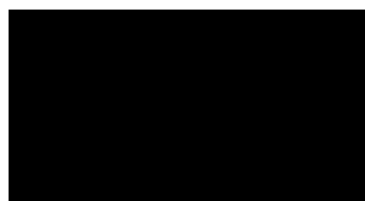
地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

① 認知症のある方を地域で見守る体制づくり

担当圏域の要介護認定率は20.07%である一方、認知症の診断を受けていても介護保険サービスにつながっていない方がいます。そうした方々が地域で孤立することのないよう、医療機関や民生委員をはじめとした地域の方々と連携し、日常的な見守り体制の構築に取り組んでいます。

② 認知症のある方が交流できる居場所づくり

介護保険サービス以外で、認知症のある方が当事者同士や地域住民と交流できる場が少ないという課題があります。そこで、認知症の当事者会である「十人十色にここに会」を開催し、安心して参加できる居場所づくりを進めています。



【十人十色にここに会】

③ 認知症への理解促進と普及啓発の取組

地域の認知症キャラバンメイトと協力し、認知症サポーター養成講座を開催しています。また、医療機関と連携し、認知症や物忘れに関する講座を実施することで、地域全体の理解促進と早期相談につなげていきます。

④ 今後の展開（チームオレンジ事業を見据えた取組）

今後は、横浜市チームオレンジ事業の理念を踏まえ、ケアプラザと地域が協力しながら、認知症のある方の居場所づくりをさらに推進していきます。

認知症に関する情報を分かりやすくまとめた広報紙「オレンジレター」の発行を継続し、横浜市チームオレンジ事業やケアプラザの認知症支援事業を知るきっかけづくりを行っていきます。

また、現在ケアプラザで実施している認知症支援事業に地域住民の参加を促し、地域課題の抽出や新たな事業の立ち上げなどについて、地域と協力しながら取り組んでいきます。

※認知症支援事業

当事者会、介護者による座談会、介護保険サービスにつながらない方への外出支援・運動機会の提供、作品づくりを通じた交流、チームオレンジに関する普及活動、認知症に関する講座、キャラバンメイト交流会 等



【広報紙「オレンジレター」】

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

① 専門職と連携した権利擁護・消費者被害・高齢者虐待防止体制の構築

地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業として、高齢者の判断能力低下に伴う財産侵害や消費者被害の未然防止・早期発見に加え、高齢者虐待の予防および早期対応に取り組んでいます。

その一環として、緑区行政書士会と連携し、偶数月に「遺言・相続・成年後見相談会」を無料で開催します。成年後見制度の利用検討や財産管理に関する相談の受け皿として機能させるとともに、地域住民の高いニーズに応えられるよう、必要に応じて相談枠の調整を行い、柔軟な運営を図っています。

また、消費者被害や高齢者虐待が疑われるケースについては、本人・家族・民生委員等からの相談を契機に、消費生活相談窓口、区役所担当部署、関係機関と連携し、被害の拡大防止および継続的な見守り支援につなげていきます。

これまで、消費生活推進委員との連携や地域ケア会議の開催を通じて消費生活総合センターとの連携体制を構築してきた経過を踏まえ、今後も専門職および関係機関との協働を維持・強化し、権利侵害および高齢者虐待の予防と早期対応を進めていきます。

② エンディングノート等を活用した成年後見・権利擁護・虐待防止の普及啓発

権利擁護事業を「必要になってからの支援」ではなく、「将来に備える支援」として位置づけ、住民への普及啓発を進めています。

具体的には、緑区版エンディングノートを活用した講座を開催し、自身の意思決定や将来への備えを考える機会を提供するとともに、成年後見制度や権利擁護事業への理解促進につなげていきます。あわせて、消費者被害の具体的な手口や高齢者虐待が起こり得る背景、相談先についても周知し、早期相談につながる意識づけを行っていきます。

令和7年11月のエンディングノート様式改訂を踏まえ、今後は新様式を活用した講座や啓発活動を継続的に実施します。講座や相談を通じて、財産管理への不安、消費者被害、高齢者虐待の兆候が把握された場合には、行政書士相談会や成年後見制度の活用、区役所との連携による対応など、個々の状況に応じた権利擁護支援につなげていきます。



【ケアプラザでエンディングノート】



【地域サロンでのエンディングノート】

③ 支援者連携による消費者被害・成年後見・高齢者虐待対応力の向上

包括的・継続的ケアマネジメント支援の一環として、支援者が消費者被害、成年後見制度、高齢者虐待防止について正しく理解し、実践に活かすことができる体制づくりを進めていきます。

緑区行政書士会と連携し、近隣ケアマネジャーや病院相談員等を対象とした成年後見制度に関する勉強会や事例検討の機会を設け、判断能力低下が疑われるケースや、消費者被害・高齢者虐待リスクの高い事例への対応力向上を図っていきます。

今後も、支援者向けの研修や事例共有を継続的に実施し、消費者被害の早期発見、成年後見制度の適切な活用、高齢者虐待の未然防止および早期対応に関する視点を地域全体で共有していきます。関係機関との連携をさらに深めながら、地域包括支援センターとしての権利擁護機能を一層強化し、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

① 介護保険制度およびケアマネジャー機能の周知・啓発

介護保険制度については、「制度の内容が分からない」という相談者が一定数おり、早期に相談につながることで生活状況の改善が見込めるケースも少なくありません。

そのため、介護保険制度の概要を分かりやすく紹介する講座を開催し、制度理解の促進と早期相談につなげる取り組みを行っています。（介護保険講座 2025 年度、5 回開催）あわせて、ケアマネジャーの役割や相談方法に関する講座を実施し、支援が必要となった際に円滑に介護保険サービスを利用できる環境づくりを進めています。

今後も、地域住民が適切な時期に相談先へつながることができるよう、広報紙や地域の集まり等を活用し、継続的な周知・啓発に取り組んでいきます。



【介護保険講】

② 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進

近年は、家族関係や生活環境など複合的な課題を抱え、世帯全体への支援が必要となるケースが増加しており、ケアマネジャーに対する後方支援の重要性が高まっています。

そのため、担当地区の民生委員児童委員協議会に毎月参加し、地域の見守り情報や生活課題を共有することで、ケアマネジャーが地域資源を活用しやすい環境づくりを行っています。困難ケースについては、ケアマネジャーと適宜情報共有を行い、必要に応じてカンファレンスや地域ケア会議を開催するなど、支援方針の整理や役割分担の明確化を図っています。今後も、ケアマネジャーが孤立することなく支援に取り組めるよう、包括的かつ継続的な支援体制の充実を図っていきます。

③ 多職種連携による支援力向上と人材育成

民生委員とケアマネジャーとの交流会や勉強会を通じて、顔の見える関係づくりを進め、日常的に相談や連携が行いやすい体制を構築していきます。

また、医療機関との連携に不安を感じるケアマネジャーが多い現状を踏まえ、医療連携に関する研修や、自立支援に資するケアマネジメントの実践につながるスキルアップ研修を実施し、専門性の向上を支援していきます。

今後は、医療・介護・福祉の多職種が相互に理解を深める機会を継続的に設け、ケアマネジャーが地域全体を見据えた支援を展開できるよう、人材育成と連携体制の強化を図っていきます。



【民生ケアマネ交流】

■在宅医療・介護連携推進事業

① 在宅ケアネットワークの活用

緑区においては、「在宅みどりケアネットワーク」を活用し、医療連携および多職種連携について継続的に検討を行っています。これにより、要介護高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、在宅ケア体制の構築に取り組んでいます。

② 行政・地域包括支援センターとの連携

区行政および区内地域包括支援センターが協働し、各種介護保険事業所連絡会との連携の下、研修の企画・運営を実施しています。これにより、介護・医療従事者の理解を深め、地域全体での在宅支援力の向上を図っていきます。

③ 医療機関との連携強化

エリア内の入院機能を有する病院や、認知症診断が可能なクリニックとの連携の重要性が高まっていることを踏まえ、入退院支援や介護保険申請時には医療ソーシャルワーカーと日常的な連携を行います。また、研修会や個別ケースカンファレンス、地域ケア会議を通じて、医療・介護関係者が「顔の見える関係」を構築し、円滑な在宅支援体制の維持・強化を進めていきます。

④ 地域住民への医療情報提供と啓発

病院主催の地域公開講座において、地域包括支援センターの役割を発信するとともに、専門医を招いた「疾患に関する講座」を継続的に実施します。これにより、地域住民の健康知識向上と在宅支援への理解促進を図り、地域での健康寿命延伸に寄与していきます。

⑤ ACP（人生会議）の普及

「もしも手帳」を活用した ACP（人生会議）の普及に取り組み、本人の意思を尊重した支援が地域で実践される体制づくりを進めます。医療・介護関係者と連携し、本人・家族の意思を反映した在宅支援の実現を目指していきます。



【ACP・もしバナゲーム】

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議の実施と機能強化

地域ケア会議については、回数を重ねながら地域で多様な役割を担う関係者の参加を得て実施しており、個別課題の整理にとどまらず、地域課題の共有や施策の具体化につなげています。今後も、地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者個人への支援の充実と、それを支える地域の社会基盤整備を両輪として進めていきます。

〔地域ケア会議開催実績〕

個別地域ケア会議

- ・令和 5 年度（23 年度）：1 回
- ・令和 6 年度（24 年度）：6 回
- ・令和 7 年度（25 年度）：1 回

包括レベル地域ケア会議

- ・令和 5 年度（23 年度）：1 回
- ・令和 6 年度（24 年度）：1 回
- ・令和 7 年度（25 年度）：3 回

※主な参加者：家族、民生委員、地域住民、ボランティア、介護支援事業所、消防、警察、郵便局、銀行、小売店舗 等

① 新たなネットワークの構築

個別地域ケア会議を通じて明確となった地域課題については、解決に必要な専門機関や関係団体とのネットワーク構築を進め、日常的に相談しやすい関係づくりを行います。

高齢者の消費者被害に関する事例においては、個別ケース地域ケア会議での検討を重ねた上で、防止策の検討を目的とした包括レベル地域ケア会議へと発展させて実施し、消費生活総合センター、警察、地域で高齢者支援に関わる多職種の参加を得て、それぞれの役割や連携方法を共有してきました。

今後も、認知機能の低下がみられる高齢者や独居高齢者世帯の増加を見据え、地域ケア会議を起点としたネットワーク形成を継続し、被害の未然防止と早期対応につながる地域全体での支援体制強化を図っていきます。

② 既存ネットワークの連携強化

既存の地域ネットワークについては、地域ケア会議を活用しつつ、連携の確認・強化・再構築を行います。

- ・夏期：熱中症予防の強化期間として、包括レベル地域ケア会議と並行し、地域の集いの場や食事会、民生委員児童委員協議会等を訪問し、啓発チラシ配布や注意喚起を実施。
- ・冬期：ヒートショック予防についても同様の取組を実施。

今後も、地域ケア会議を基盤に季節や地域特性に応じたテーマ設定を行い、既存ネットワークの連携強化と地域支援力の向上を図っていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

① 要支援者の動向を踏まえた介護予防ケアマネジメントの基本方針

担当圏域における要支援認定率は、5年前と比較して1.19%増加し、令和7年3月時点で4.86%となっています。区域内では比較的低い水準にあるものの、今後も緩やかな増加が見込まれます。

要支援者の主なサービス利用内容としては、独居高齢者に対する生活支援・訪問介護、フレイル予防を目的とした機能訓練型デイサービスの利用、福祉用具のレンタル等が挙げられます。こうした状況を踏まえ、指定介護予防支援事業および第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）においては、利用者の自立支援・重度化防止を基本に、個々の生活状況やニーズに即した支援を行っていきます。

② 事業実施に係る人員の確保・育成と業務負担軽減への取組

要支援者支援においては、ケースの多問題化・複雑化に伴い、ケアマネジャーの業務負担が増加している状況があります。

そのため、包括職員が指定介護予防支援事業の実施主体として関与し、委託事業所と連携しながら、円滑な事業運営と人材育成を図っていきます。

具体的には、以下の支援を継続的に実施します。

- ・委託契約の流れや介護予防ケアマネジメントの考え方に関する説明（主に初任者向け）
- ・ケアプラン作成時の助言、コメント支援および地域資源・地域情報の提供
- ・必要に応じた訪問同行によるアセスメント・支援方針整理の支援
- ・権利擁護事業や制度活用に関する説明・情報提供

これらの取組を通じて、ケアマネジャーが安心して介護予防支援に取り組める体制づくりと、支援の質の均一化・向上を図ります。

③ 業務委託先（指定居宅介護支援事業者）の選定方法

近年、要支援者のプラン作成に積極的な事業所が限られてきている状況を踏まえ、委託事業所については担当圏域内に限定せず、中山エリア等の他圏域にも範囲を広げて選定を行っています。

委託先の選定にあたっては、利用者のニーズを最優先とし、特定の事業所に偏ることのないよう配慮します。そのため、月ごとに包括内で委託事業所別の件数を一覧化し、集計・共有することで、選定状況の可視化を図ります。

これにより、公平性・透明性を確保しながら、安定的な事業実施につなげていきます。

④ 指定居宅介護支援事業者への具体的な支援内容

担当圏域の指定居宅介護支援事業者に対しては、生活支援体制整備事業と連携し、インフォーマルサービスや地域資源に関する情報提供を行うとともに、権利擁護事業の理解促進を図ります。

具体的には、ケアマネジャーからの依頼を受けた際の訪問同行時に、課題整理の一環として本人・家族に対しエンディングノートの説明を行います。また、ケアプラザ主催の行政書士相談会の案内や、神奈川県司法書士会作成のパンフレットを活用した成年後見制度等の情報提供を行い、権利擁護の視点を取り入れた支援につなげます。

さらに、地域住民に対しては、サービスBの利用促進について生活支援コーディネーターと連携し、介護予防と地域参加を両立した支援を進めていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

地域性を踏まえた上で、市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護予防事業（一般介護予防事業）の取組

横浜市の「地域づくり型介護予防事業（一般介護予防事業）」に基づき、住み慣れた地域で住民が支え合いながら、フレイル予防や介護予防に取り組める環境づくりを推進します。

担当地区は3エリアで、いずれも高齢化が進行しており、特に竹山地区では人口減少と高齢化が顕著です。今後も、地域の実情に応じた計画的な介護予防活動を展開し、持続可能な地域づくりを目指していきます。

① 介護予防把握事業

地域診断を軸に、行政機関と連携して各エリアの現状分析を行い、事業計画策定の基盤とします。地域会議や行事への参加を通じて、民生委員や地域住民と顔の見える関係を構築し、支援対象者や地域課題の早期把握に努めていきます。把握した情報は、各部門と連携して必要な支援に反映するとともに、地域特性に応じた重点施策を検討、展開することで、介護予防活動の効果を最大化していきます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防や健康づくりの知識を地域全体に浸透させるため、ケアプラザ自主事業や広報誌掲載に加え、地域サロンや移動販売、公開講座など、住民が日常的に接触できるあらゆる機会での情報発信を行います。

JABS 調査の結果に示される「フレイルの普及度の低さ」や「6 か月で 2.3kg の体重減少」といった課題を踏まえ、地域住民が自ら介護予防に取り組むきっかけを提供します。

今後は、介護予防の知識と行動が生活文化として定着するよう、地域全体で継続的に普及啓発を推進していきます。



【歌って元気】

③ 地域介護予防活動支援

地域内の介護予防活動グループを把握・支援し、行政機関や区社会福祉協議会との情報共有を通じて活動の活性化を図ります。活動グループ間の勉強会や交流会を実施し、参加者の活動意欲を高めるとともに、地域住民を講師やボランティアとして活動に橋渡しすることで、地域主体の介護予防活動の持続可能性を確保していきます。

今後は、世代間交流や自主運営型活動の拡大を進め、地域全体で介護予防に取り組む文化の醸成を目指していきます。

④ 今後の展開

2026 年度以降は、地域資源を活用した多様な活動機会の提供や、ボランティア、地域団体との協働をさらに推進していきます。また、地域課題や高齢者ニーズの変化を定期的に分析し、事業内容や重点施策を柔軟に見直すことで、住民が安心して暮らし続けられる地域づくりを一層強化していきます。地域住民主体の介護予防活動を通じて、高齢化が進む地域においても持続可能で活力あるコミュニティの形成を目指していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

① ネットワークの構築

近隣の医療機関、区社会福祉協議会、民生委員、地域関係団体、居宅介護支援事業所、警察、消防、小学校、企業、行政担当部署等との連携を図り、顔の見える関係づくりを推進します。具体的には、地域ケア会議を主体的に開催し、医療・警察・消防・民生委員・行政等の関係機関と積極的に連携を行います。また、各地域関係団体が主催する定例会議への参加や、ケアマネジャー連絡会の開催等を通じて関係性を構築し、単なる情報共有にとどまらず、協働できる関係へと発展させていきます。

さらに、各地区の催しや体操教室、移動販売等のインフォーマルサービスへの参加および後方支援も行います。参加するだけでなく、各団体との意見交換を重ね、必要に応じて団体同士をつなぐ役割を担うことで、新たなネットワークの構築につなげていきます。

② ボランティア・集いのグループとの連携

例年、横浜市リハビリ職派遣事業を活用し、地域のボランティアや集いの場の支援を目的とした研修会を開催しています。研修会には各グループの責任者が参加し、グループ間の交流や活動継続に関する議題について、活発な意見交換を行っています。

参加者は研修内容をそれぞれの活動に持ち帰り、日々の取組に活かすことで、地域における介護予防活動や住民主体の取組の質向上と継続的な運営につなげています。今後も、地域活動グループの状況や課題を把握しながら、活動の継続・発展に向けた支援を行っています。

③ 多職種連携

「在宅ケアみどりネットワーク」を中心に、医療・介護・福祉関係機関との多職種連携を推進します。今年度は「もしも手帳の活用」をテーマに、医療機関と在宅介護事業者との意見交換を行い、情報共有と支援の円滑化を図りました。

今後は、同手帳を活用した多職種間の情報共有体制をさらに整備し、地域住民一人ひとりの健康・生活状況に即した支援が提供できるネットワーク構築を進めます。これにより、介護予防や在宅支援の質向上を実現し、地域全体で安心して暮らせる環境づくりを推進していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

① 公正・中立なケアプラン作成の徹底

ケアプラン作成にあたっては、ご利用者およびご家族に対し、介護保険サービス提供事業者を偏りなく紹介し、公正・中立性の確保に努めていきます。

事業所選択の際には、ハートページを活用し、視覚的にも分かりやすい説明を行うことで、利用者が納得して選択できるよう支援していきます。

② 地域包括支援センターおよび地域との連携強化

地域ケア会議や事例検討会への参加、事例提出を積極的に行うとともに、担当利用者の支援にあたっては、民生委員や自治会等と情報共有・相談の場を設け、地域包括支援センターとの連携強化に努めていきます。

③ 当事業所のケアマネジメント基本方針

当事業所では、以下の方針をもとにケアマネジメントを実施していきます。

- ・医療との連携促進
- ・困難ケースについても積極的な受け入れ

- ・予防支援・予防ケアマネジメントにおいては、自立支援を重視した計画立案

④ 専門性向上と関係機関とのネットワーク構築

上記方針を実践するため、市・区・在宅医療相談室・病院等が主催する勉強会へ積極的に参加するとともに、病院や訪問看護事業所との勉強会を共同開催し、ケアマネジメントスキルの向上を図ります。併せて、関係機関との顔の見える関係づくりにも取り組んでいきます。

⑤ 自立支援を重視したサービス調整と相談体制

ご利用者が介護認定を受けた場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した生活が継続できるよう配慮します。利用者の心身の状況や生活環境等を踏まえ、利用者自身の選択に基づき、多様な事業所から総合的かつ効率的にサービスが受けられるよう支援していきます。

また、24時間の連絡体制を確保し、緊急時の相談にも対応していきます。

⑥ 利用者本位の支援と多職種連携の推進

サービス提供にあたっては、常に利用者の立場に立ち、相談援助職として利用者の意思および人格を尊重します。保険者、地域包括支援センター、各事業所をはじめ、民生委員・児童委員、地域の健康づくりグループ、ボランティア等の地域資源との多職種連携に努めていきます。

⑦ 業務効率化に向けた ICT 活用

近隣の他居宅介護支援事業所との勉強会を継続して開催するとともに、ケアプランデータ連携システムを導入し、業務負担の軽減と業務効率化を図っていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

① 年度予算計画に基づく効率的・効果的な指定管理料の活用

指定管理料につきましては、年度ごとの予算計画を立案し、効率的かつ有効に使用できるよう工夫していきます。また、地域ニーズを踏まえた費用配分を行い、事業効果の最大化を図ります。

② 地域ニーズに応じた人件費配分と利用者対応力の強化

地域活動・交流に係る人件費については、自主事業や利用団体に対して迅速かつ丁寧な対応が行えるよう、サブコーディネーターを手厚く配置します。利用者からの要望に速やかに対応し、課題解決を図ることで、地域ケアプラザをいつでも快適に利用できる体制を構築していきます。

③ 修繕費抑制に向けた日常点検と職員対応の推進

施設修繕については、修繕が必要な場所や内容に応じて、可能な限り施設職員による対応に努め

ます。併せて、日常点検を実施し、修繕箇所を早期に発見することで、軽微な段階での対応を行い、修繕費用の抑制につなげていきます。

④ 公共料金の見直しと環境に配慮した経費削減の取組

近年続く電気・ガス等の公共料金の値上がりを踏まえ、契約内容の見直しを行うとともに、水道については節水コマを導入するなど、良好な施設環境を維持しながら支出削減に取り組んでいます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

① 法人一括による会計・経理体制の構築と適正処理

法人全体で会計・経理業務を行い、出納簿等の帳票類は、指定管理料・利用料金・自主事業別に区分して管理しています。経理処理業務については税理士法人に委託し、専門的知見に基づき、適正かつ透明性の高い処理を行っています。

② 法人内運営会議による実績管理と経営改善

月1回、法人内施設の幹部職員が集まり、運営会議およびエグゼクティブミーティングを開催しています。各施設の実績報告、前年度との数値比較、意見交換、事業計画の発表等を行い、法人全体で情報を共有しながら、効率的かつ安定した運営を目指す取り組みを継続していきます。

③ 予算執行におけるコスト意識の徹底

指定管理者として、より効率的な運営を行うため、予算執行にあたっては、一定額以上の物品購入時に2社以上の見積を取得し、適正価格での調達に努めます。また、水道光熱費についても、職員一人ひとりが節約意識を持ち、運営費の抑制に取り組んでいます。

④ 地域ニーズに基づく事業展開による運営効率の向上

地域のニーズを適切に把握し、そのニーズに基づいた自主事業の開催や情報提供の機会を設けることで、必要とされるサービスを適切に提供していきます。こうした取組は、事業効果の向上とともに、結果として施設運営全体の効率化にもつながるものと考え、日々実践していきます。

7 自主事業（指定管理事業以外）の実施

自主事業（A型又はB型）の実施について提案がある場合は記載してください。

指定管理料提案書
(横浜市鴨居地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	13,717,591円	13,717,591円	13,717,591円	13,717,591円	13,717,591円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	256,000円	256,000円	256,000円	256,000円	256,000円
事業費			☐	1,441,944円	1,441,944円	1,441,944円	1,441,944円	1,441,944円
事務費			☐	3,982,751円	3,982,751円	3,982,751円	3,982,751円	3,982,751円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				22,872,286円	22,872,286円	22,872,286円	22,872,286円	22,872,286円
うち団体本部経費								

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象内件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	34,145,445円	34,145,445円	34,145,445円	34,145,445円	34,145,445円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	227,400円	227,400円	227,400円	227,400円	227,400円
事業費			☐	628,319円	628,319円	628,319円	628,319円	628,319円
事務費			☐	3,520,000円	3,520,000円	3,520,000円	3,520,000円	3,520,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				39,977,164円	39,977,164円	39,977,164円	39,977,164円	39,977,164円
うち団体本部経費								

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象 人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費			☐	324,000円	324,000円	324,000円	324,000円	324,000円
事務費			☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,408,530円	6,468,530円	6,468,530円	6,468,530円	6,468,530円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
事業費			☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

収支予算書
(横浜市鴨居地域ケアプラザ)

項目			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,872,286円	22,872,286円	22,872,286円	22,872,286円	22,872,286円
		地域包括支援 センター運営事業	39,977,164円	39,977,164円	39,977,164円	39,977,164円	39,977,164円
		生活支援 体制整備事業	6,408,530円	6,468,530円	6,468,530円	6,468,530円	6,468,530円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			69,411,980円	69,471,980円	69,471,980円	69,471,980円	69,471,980円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	15,726,697円	15,726,697円	15,726,697円	15,726,697円	15,726,697円
		居宅介護支援事業	22,322,000円	22,322,000円	22,322,000円	22,322,000円	22,322,000円
			38,048,697円	38,048,697円	38,048,697円	38,048,697円	38,048,697円
その他収入		120,539,279円	120,539,279円	120,539,279円	120,539,279円	120,539,279円	
			227,999,956円	228,059,956円	228,059,956円	228,059,956円	228,059,956円
支出	内訳	人件費	151,570,000円	151,570,000円	151,570,000円	151,570,000円	151,570,000円
		事業費	15,817,000円	15,817,000円	15,817,000円	15,817,000円	15,817,000円
		事務費	25,669,189円	25,669,189円	25,669,189円	25,669,189円	25,669,189円
		管理費	10,395,799円	10,395,799円	10,395,799円	10,395,799円	10,395,799円
		その他	3,413,866円	3,413,866円	3,413,866円	3,413,866円	3,413,866円
		206,865,854円	206,865,854円	206,865,854円	206,865,854円	206,865,854円	
		うち団体本部経費					
収支			21,134,102円	21,194,102円	21,194,102円	21,194,102円	21,194,102円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市鴨居地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	2.5000人	2.5000人	2.5000人	2.5000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	0.5000人	0.5000人	0.5000人	0.5000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

・正規雇用職員は指定管理公募要項に定める必要人数を確保します。
・地域ケアプラザ運営事業、地域包括支援センター運営事業にそれぞれ臨時雇用職員(サブコーディネーター、事務員)を雇用して事業を継続していきます。